

令和6年度 日本・中国青年親善交流事業（第42回）

応募要領

本事業は、1978年の日中平和友好条約の締結を記念し、1979年から日本と中国両国政府が共同して実施しています。日本と中国の青年の交流を通じて、青年相互の友好と理解を促進するとともに、日本青年の国際的視野を広げ、国際協調の精神をかん養し、国際協力の実践力を向上させることにより、国際社会で指導性を発揮し、社会貢献活動に寄与する青年を育成することを目的としています。

1 事業の構成及び内容

本事業は、日本青年等と中国青年等が日本、中国各地において、特定のテーマの下に、共に各種交流活動を行う日中代表ユースフォーラム、日本参加青年に対する研修（合宿及びオンラインによる事前研修、出発前研修及び帰国後研修）、日本参加青年が行うオンライン事業報告会によって構成されます。

(1) 日中代表ユースフォーラム

日本国内で行われる東京フォーラムと、中国で行われる北京フォーラムで構成され、それぞれ5日間（全体で10日間）にわたり、テーマに沿ったディスカッション、課題別施設訪問、政府機関等への表敬、文化交流などの活動を行う。

(2) 日本青年に対する研修

① 事前研修

本事業の趣旨、内容及び中国についての理解を深め、日本参加青年等としての心構えや事業での活動の基本を習得するとともに、ディスカッションテーマに係る理解を深め、出発前研修までの自主研修期間の準備と目標を明確にする。

② 出発前研修

日中代表ユースフォーラムにおける諸活動の最終準備と確認等を行う。

③ 帰国後研修

事業成果を取りまとめ、その成果を踏まえ、事業終了後に諸活動を開始するための手法等を習得する。

(3) オンライン事業報告会

事業に参加して得た知識や経験等について、国際交流に関心のある一般の青少年に向けて報告を行う。また、その報告に基づき、国際交流の在り方や国際社会における青少年の役割等について、既参加青年と一般の青少年が意見交換を行うことにより、青少年の国際交流等に関する理解を深め、更なる事後活動を促す。

2 開催日時

(1) 事前研修

令和6年7月3日（水）～6日（土）（4日間、合宿形式）

令和6年7月13日（土）、28日（日）（2日間、各日3時間程度オンライン形式）

(2) 出発前研修

令和6年11月17日（日）、18日（月）（2日間）

(3) 日中代表ユースフォーラム

東京フォーラム

令和6年11月19日（火）～11月23日（土）（5日間）

北京フォーラム

令和6年11月24日（日）～11月28日（木）（5日間）

(4) 帰国後研修

令和6年11月29日（金）～11月30日（土）（2日間）

(5) オンラインによる事業報告会

令和7年2月中

※諸般の事情により、事業日程は変更されることがあります。

3 募集人数

日本参加青年 15名

4 応募要件等

- (1) 日本の国籍を有すること。
- (2) 令和6年4月1日現在、18歳以上30歳以下の者であること。
- (3) 健康で協調性に富み、事業の計画に従って規律ある団体行動ができる者。
- (4) 日本の社会、文化等について相当程度の知識を有すること。
- (5) 中国に対して関心と理解があること。
- (6) 訪問国の公用語（中国語）により簡単な日常会話ができる者が望ましい。
※公用語ができなくても選考試験で不利になることはない。
- (7) 事前研修、出発前研修、日中代表ユースフォーラム（東京・北京）、帰国後研修及びオンライン事業報告会の全日程に参加できること。
- (8) 事業終了後もその経験をいかして社会貢献活動等を活発に行うことが期待できること。
- (9) 自らの負担でオンライン研修等に必要な機材（パソコンのほか、インターネットに接続できる環境等）を準備できること。
- (10) 事業内において、内閣府及び本事業の支援業務を受注した業者が撮影した写真、動画等について、内閣府や関係団体のHP、SNS及びその他広報に用いることに同意すること。
- (11) 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症対策について、内閣府が求める必要な対応（マスク着用、手指消毒、検査、隔離措置等）について協力できること。

※日本及び中国入国時の検疫措置等が強化された場合には、参加にあたり別途対応を求める可能性があります。

(12)本事業を含め、過去に内閣府が主催する青年国際交流事業に参加したことがないこと。

※令和2年度から令和5年度までに内閣府が実施したオンライン交流事業に参加した方は、応募可能です。

5 修了証の交付

本事業を通じて、日本及び中国参加青年の相互理解と友好促進に貢献されたと認められる参加青年に対しては、内閣府から本事業の修了証を交付します。

ただし、参加青年として決定後であっても、事前研修、出発前研修、日中代表ユースフォーラム（東京・北京）、帰国後研修及びオンライン事業報告会の全日程に参加しなかった場合など、応募資格の条件に反することが判明した場合や、参加青年として不適当と認められる行動があった場合には交付いたしません。

6 応募方法

内閣府のホームページにある応募方法に従ってご応募ください。

<https://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/bosyu-2024.html>

- ※ 参加申込書による書類選考の後ウェブテスト及びオンライン面接による2段階での選考を行います（参加申込書には、学歴、職歴、経験等に加え、1200字以内の応募理由（志望動機）等を記入していただきます）。
- ※ 書類選考の合否判定については令和6年4月26日（金）頃までに、応募者全員に対し参加申込書に記載されたE-mailアドレスへ結果を通知します。合格者に対しては、最終選考となるオンライン面接試験（個人面接を5月9日（木）～5月21日（火）の間で実施予定。日時の指定はできません。）を行うための詳細を併せて連絡します。
- ※ オンライン面接による選考の合否判定については6月上旬頃を目途に面接受験者全員にメールにて結果を通知いたします。

参加申込書提出の締切：令和6年4月19日（金）12時（正午）

- ※ 参加申込書はメールによる申請のみの受け付けとなります。郵送による申請は不可となりますのでご注意ください。

7 参加決定条件

事業への参加決定に当たっては、4に記載する応募要件等を満たし、事前研修、出発前研修、日中代表ユースフォーラム（東京・北京）、帰国後研修及びオンライン事業報告会を含む全日程に参加することを条件とします。

ただし、参加青年として決定後であっても、事前研修以降に開催される全日程に参加しなかった場合など、応募資格の条件に反することが判明した場合や、参加青年として不適当と認められる行動があった場合には、参加決定を取り消すことがあります。

8 併願について

(1) 併願の条件

内閣府が主催する国際交流事業に最大2事業まで併願することが可能です。併願をする場合には、各事業の選考試験を受ける必要があります。また、参加できる事業は1つの事業のみです。

(2) 提出書類

併願を希望する場合は、応募フォームにてその旨回答の上、参加申込書に応募理由（志望動機）を記入してください。

(3) 受験資格

併願受験者に対して内閣府が合格を出す際は、希望順位に基づき、受験者1名に対して1つの合格事業を決定します。

9 その他

(1) 参加費：8万円程度（見込み）※振込みによる事前徴収

- ① 事前研修（合宿形式）、出発前研修、帰国後研修に係る宿泊費
- ② 渡航に要する往復航空運賃のうち、2万円
- ③ 海外旅行保険加入費

(2) 上記の参加費の他、以下の経費については各参加者のご負担となります。

- ① 事前研修（合宿形式）に参加するための往復交通費
※出発前研修に集合するための交通費及び帰国後研修から帰宅するための交通費については、内閣府が負担します。
- ② 事前研修、出発前研修、帰国後研修に係る食費（実費）
- ③ オンライン研修等に必要な通信機器及び通信料
- ④ 海外旅行保険で賄えない治療費及び付随する費用（事前研修（合宿形式）期間中における疾病、事故等による治療費等を含む）
- ⑤ 旅券発行手数料
- ⑥ 7により本事業に参加する資格を取り消された場合の帰国に係る費用。ただし、日本参加青年の親族が死亡又は危篤状態になった場合や、日本参加青年が本事業への参加を継続できないほどの病気を患った又は怪我を負った場合、その他団長がやむを得ない帰国であると認めた場合には、内閣府は、その全部又は一部を負担することができる。
- ⑦ 往復航空運賃のうち超過手荷物料、宿泊ホテル等における付随的費用
- ⑧ その他、個人用に必要な経費

(3) 海外から参加する場合は国内交通費のみ支給いたします。

(4) 参加費免除の申請について

独立生計者（※）でない者かつ奨学金受給者、授業料免除者、その他経済的理由により参加費の納付が困難な者は、参加費の免除を申請することができます。書類選考に合格した者のうち、参加費免除の申請を希望する者は必要書類を準備し、内閣府が指定する期

日までに内閣府に申請してください（詳細及び申請様式は書類選考合格後、希望する者に送付します）。内閣府で申請書及び必要書類を確認し、選考試験に合格した者のうち、認定された者の参加費を免除することとします。なお、上記(2)については、参加費免除となった場合でも、自己負担となるので注意してください。

(※) 独立生計者とは、以下の項目全てに該当する者を指します。

- ① 所得税法上、父母等の扶養親族でない者
- ② 父母等と別居している者
- ③ 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む）に 150 万円以上の収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者
- ④ 父母等（配偶者を除く）から経済的な援助を受けていない者

(5) 事後活動について

本事業の応募に当たっては、「事後活動」の重要性についても認識してください。

内閣府は、事業実施中の活動だけでなく、事業参加後、事業で得た学びを広く社会に還元することを目的にした事後活動も重視しています。内閣府の青年国際交流事業は歴史が長いので、「日本青年国際交流機構」(IYEO)を中心とした世界的なネットワーク、同窓会組織による事後活動の機会が充実しています。事後活動とは何かを知りたい場合は、内閣府発行の「事後活動ニュース」

(<https://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/koho/index.html>) 又 は IYEO ホームページ (<https://www.iyeo.or.jp/>) を御覧ください。

事業に参加した先輩とつながれる連絡先はこちらです。

(各都道府県 IYEO への連絡先 <https://www.iyeo.or.jp/about-us/localiyeocontact/>)